

## 可児市長期優良住宅建築等計画認定事務処理要綱

平成21年6月4日制定  
平成25年2月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
平成28年4月1日一部改正  
令和3年1月4日一部改正  
令和3年1月4日一部改正  
令和4年1月27日一部改正  
令和4年9月28日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)の規定による長期優良住宅建築等計画の認定等の申請及び審査に関して必要な事項を定める。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第2条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当該申請に係る住宅又はその部分が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第31条第1項に規定する住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関(品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。)が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合するものである場合は、当該型式に係る住宅型式性能認定書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が公布するこれと同じ同等の確認書を含む。以下同じ。)の写し
- 二 当該申請に係る住宅又はその部分が、品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等である場合は、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書(品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。以下同じ。)の写し
- 三 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号。以下「告示」という。)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(登録試験機関(品確法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。)が行う特別評価方法認定(品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。)のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験」という。)を受けた場合は、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験の結果の証明書)
- 四 法第6条第1項第3号に規定する「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維

持及び向上に配慮されたものであること」に関し、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 9 項に規定する地区計画等又は景観法（平成 16 年法律 110 号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画に適合する旨を証明する書面が交付されている場合にあつては、当該地区計画等又は当該景観計画に適合する旨を証明する書面の写し

五 法第 6 条第 1 項第 3 号に規定する「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」に関し、都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等又は景観法第 8 条第 1 項に規定する景観計画に適合する旨を証明する書面が交付されていない場合は、当該地区計画等又は当該景観計画に適合することを確認できる図書

六 法第 6 条第 1 項第 3 号に規定する「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」に関し、当該申請に係る申請にかかる住宅の敷地又は敷地の部分が可児市長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に関する基準第 1 の三に規定する区域内にある場合にあつては、当該区域の位置、幅員及び種類、並びに当該申請に係る住宅の建築設備の位置及び種類を明示した配置図

七 法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する「自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること」に関し、当該申請に係る住宅の敷地又は敷地の部分が可児市長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に関する基準第 2 に規定する区域内にある場合は、当該区域の位置及び種類、並びに当該申請に係る住宅の建築設備の位置及び種類を明示した配置図

2 品確法第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合は、前項第一号から第三号に掲げる図書は省略することができる

3 省令第 2 条第 3 項に規定する市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

一 同条第一項第一号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合に、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価（品確法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項が、省令第 2 条第 1 項の表 1 に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書

二 同条第一項第二号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合に、当該型式住宅部分等製造者認証書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認証を受けた型式住宅部分等に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定された事項が、省令第 2 条第 1 項の表 1 に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書

（建築確認申請書等）

第 3 条 申請者は、法第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合（法第 8 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）は、計画通知取扱申請書（別記第一号様式）を添付するものとする。

2 法第6条第2項（法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により提出する建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書は、正一通及び副一通とする。

（計画通知）

第4条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、長期優良住宅建築等計画に長期優良住宅建築等計画通知書（別記第二号様式）により建築主事に通知するものとする。

2 建築主事は、前項の通知を受け、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査をする場合には、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）に準じて審査を行うこととする。

（構造計算適合性判定に準じた審査等）

第5条 市長は、前条第1項の規定により通知する建築物に、構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下同じ。）を要する建築物が含まれている場合は、申請者に構造計算適合性判定に準じた審査（以下「適判に準じた審査」という。）を行うよう求めるものとする。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた場合はこの限りでない。

2 申請者は、適判に準じた審査を受けた場合は、その結果（以下「審査結果通知書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた場合は、その写しを提出するものとする。

3 市長は、審査結果通知書又は適合判定通知書の写しを受理したときは、前条第1項の通知にこれを添付するものとする。

（適合するかどうか判断できない旨の通知）

第6条 市長は、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうか判断できない場合、法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付を受けた場合は、適合するかどうか判断できない旨の通知書（別記第三号様式）を申請者に通知するものとする。

（計画変更届）

第7条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の変更（省令第7条に規定する軽微な変更に限る。）をする場合は、当該変更に係る工事に着手する前に、認定長期優良住宅建築等計画等変更届（別記第四号様式）正一通及び副一通に当該変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。ただし、当該変更について登録住宅性能評価機関から軽微変更該当証明書の交付を受けている場合は、この限りでない。

（申請の取下届）

第8条 法第5条第1項から第7項まで若しくは法第8条第1項に規定する認定又は法第10条

に規定する承認を申請した者が当該申請を取り下げる場合は、長期優良住宅建築等計画認定等申請取下届（別記第五号様式）正一通及び副一通に関係図書を添えて市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、認定申請書又は承認申請書の正本並びにその添付図書は返却しないものとする。

（建築又は維持保全の取りやめ申出書）

第9条 法第14条第1項第2号に規定する認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出は、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全取りやめ申出書（別記第六号様式）正一通及び副一通を市長に届け出なければならない。

2 前項の申出には、省令第6条に規定する認定通知書を添付するものとする。

（建築工事完了報告書）

第10条 認定計画実施者は、認定を受けた住宅の建築工事が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅建築工事完了報告書（別記第七号様式）により認定長期優良住宅建築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

（報告の徴収）

第11条 法第12条の規定により市長から報告が求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書（別記第八号様式）により市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の求めは、報告を求める旨の通知書（別記第九号様式）により通知するものとする。

（認定しない旨の通知）

第12条 市長は、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書（別記第十号様式）を申請者に通知するものとする。

（承認しない旨の通知）

第13条 市長は、法第10条に規定する地位の承継の承認の申請を承認しない場合は、承認しない旨の通知書（別記第十一号様式）を申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第14条 市長は、法第13条第1項から第3項の規定による改善命令について、必要と認めるときは、改善命令書（別記第十二号様式）により行うものとする。

（認定取り消し）

第15条 法第14条第2項の規定による認定の取り消し（同条第1項第1号又は第3号の場合に限る。）の通知は、認定取消通知書（別記第十三号様式）により行うものとする。

2 法第14条第2項の規定による認定の取り消し（同条第1項第2号の場合に限る。）の通知は、認定取消通知書（別記第十四号様式）により行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条及び附則第2項の規定は、平成27年6月1日から施行する。
2. 第5条施行日前の申請等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

施行日前にされた法附則第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項まで、法第8条の規定による認定の申請であって、この要綱の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

